



軽自動車税（種別割）に係る 商品車の課税免除について

令和3年度軽自動車税（種別割）より、標識の交付を受けている軽自動車等であっても、一定の要件のもと「商品である軽自動車等」として課税免除します。 ※令和2年度以前分は対象になりません。

対象車両

4輪、3輪、2輪の軽自動車又は2輪の小型自動車
(原動機付自転車、ミニカー、小型特殊自動車は対象外です。)

次の要件をすべて満たす車両が対象です。

- ・ 販売を目的として取得し、保有していること
- ・ 用途が、リース車、レンタカー（バイク）、試乗車、社用車、営業車又は代車等の事業用のものでなく、また、販売目的以外の使用がされていないものであること
- ・ 取得時における走行距離と賦課期日（4月1日）現在の走行距離の差が100km未満であること
- ・ 賦課期日現在、車両の所有者及び使用者の名義が、古物営業の許可を受けている者であること

届出に必要なもの

- ・ 届出（様式あり）
- ・ 自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し
- ・ 賦課期日現在の走行距離が分かる写真
- ・ 古物営業許可証の写し
- ・ 古物台帳の写し

○ 届出期間

賦課期日の属する年度の**4月1日から4月7日**（7日が土曜・日曜・祝休日の場合は翌開庁日）。郵送の場合も4月7日までに到着するように提出ください。 ※届出期間を過ぎても受け付けますが、納税通知書が送付される場合があります。

○ 届出窓口（郵送可）・お問い合わせ先

市税事務所・担当名	所在地	主たる定置場所在の区	電話番号
梅田市税事務所 軽自動車税担当	〒530-8216 北区梅田1-2-2-700 大阪駅前第2ビル7階	北区・西淀川区・淀川区・東淀川区	06-4797-2954
京橋市税事務所 軽自動車税担当	〒534-8502 都島区片町2-2-48 JEI京橋ビル4階	都島区・旭区・城東区・鶴見区	06-4801-2954
弁天町市税事務所 軽自動車税担当	〒552-8505 港区弁天1-2-2-100 大阪ベイツワ イースト1階	福島区・此花区・西区・港区・大正区	06-4395-2954
なんば市税事務所 軽自動車税担当	〒556-8670 浪速区湊町1-4-1 大阪シティエターミナルビル（OCAT）5階	中央区・天王寺区・浪速区・東成区・生野区	06-4397-2954
あべの市税事務所 軽自動車税担当	〒545-8533 阿倍野区旭町1-2-7-702 あべのメディックス7階	阿倍野区・住之江区・住吉区・東住吉区・平野区・西成区	06-4396-2954

◎ 詳しくは大阪市HPをご覧ください。

大阪市 軽自動車税 課税免除

検索



(R2.11)